

広島県災害復興支援士業連絡会と
「被災者の見守り・相談支援業務に関する協定」を締結！
～専門家と連携し被災支援を充実・強化します～

1 趣旨

- 県は、被災者の見守り・相談支援業務を行う市町地域支え合いセンターを支援するため、広島県社会福祉協議会に委託して広島県地域支え合いセンターを設置・運営し、各市町の地域支え合いセンターが被災者から専門的な相談を受けた場合等に専門家を派遣することとしている。
- この派遣を円滑に実施するため、法律・技術・福祉など幅広い分野の専門家で構成される「広島県災害復興支援士業連絡会」会員団体と広島県社会福祉協議会、県の3者により、被災者の見守り・相談支援に関する協定を締結し、被災者支援の充実・強化を図る。

【広島県災害復興支援士業連絡会とは】

平成23年5月に広島県内の東日本大震災の避難者の支援のために立ち上がった弁護士会等関係士業14団体で構成される組織

《会員団体》

広島弁護士会、広島司法書士会、広島県行政書士会、
広島県社会保険労務士会、中国税理士会広島県西部支部連合会・東部支部連合会、
広島県土地家屋調査士会、(一社)日本海事代理士会中国支部、
(公社)広島県不動産鑑定士協会、日本司法支援センター広島地方事務所(法テラス広島)、
(公社)日本技術士会中国本部、(公社)広島県建築士会、
(公社)広島県社会福祉士会、(公社)広島県介護福祉士会、広島県精神保健福祉士協会

2 協定締結式

日時	平成30年10月30日(火) 13:00～13:20
場所	広島県庁北館3階第5委員会室
出席者	「広島県災害復興支援士業連絡会」会員団体の代表者等 社会福祉法人広島県社会福祉協議会会長 広島県知事
協定名	被災者の見守り・相談支援業務に関する協定
協定内容	県が広島県社会福祉協議会に委託して設置・運営する県地域支え合いセンターの要請に応じ、当該連絡会が次の業務を実施する専門家を派遣 ・市町が実施する被災者相談における専門的課題へ対応するための相談業務派遣 ・市町の支援担当職員等に対する研修、連絡会議への講師派遣